

各 位

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号株式会社インフォメーションクリエーティブ 代表取締役社長 山 田 亨 (JASDAQ・コード: 4 7 6 9) 問合せ先

> 常務取締役管理本部長 須賀 明宏 TEL 03-5753-1211

定款の一部変更及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、平成22年11月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を平成22年12月17日開催予定の第33期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は、株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」により、監査役会及び会計監査人の設置が求められたことに伴い、監査役会及び会計監査人を設置してこれに対応する所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成22年12月17日 平成22年12月17日

7D /	* * *		
現行定款	変更案		
(機関)	(機関)		
第4条 当会社は、株主総会及び取締役の	第4条 当会社は、株主総会及び取締役の		
ほか、次の機関を置く。	ほか、次の機関を置く。		
(1) 取締役会	(1) 取締役会		
(2) 監査役	(2) 監査役		
	(3) 監査役会		
	(4) 会計監査人		
第5章 監査役	第5章 監査役及び監査役会		
(新設)	 (常勤の監査役)		
	第30条 監査役会は、その決議をもって常		
	勤の監査役を選定する。		
(新設)	(監査役会の招集通知)		
	第31条 監査役会の招集通知は、会日の3		
	日前までに各監査役に発する。た		
	だし、緊急の必要があるときは、		
	この期間を短縮することができ		
	5 <u>.</u>		
	2. 監査役の全員の同意があると		
	きは、招集の手続きを経ないで監		
	査役会を開催することができる。		
(新設)	(監査役会規程)		
(7/11)	第32条 監査役会に関する事項について		
	は、法令又は本定款に定めるもの		
	のほか、監査役会において定める		
	監査役会規程による。		
笠 20 冬 (宏畋)	<u>無重収去风性による。</u> 第 33 条 (現行どおり)		
第 <u>30 条</u> (省略) (新設)	第 6 章 会計監査人		
(利収)			
(☆に≒凡)	(会計監査人)		
(新設)	第 34条 当会社は、会計監査人を置く。		
(新設)	(会計監査人の選任)		
(利収)	<u>(会計監重人の選正)</u> 第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議に		
	よって選任する。		

現 行 定 款	変更案		
(新設)	(会計監査人の任期)		
	第36条 会計監査人の任期は、選任後1年		
	以内に終了する事業年度のうち最		
	終のものに関する定時株主総会の		
	終結の時までとする。		
	2. 前項の定時株主総会において		
	別段の決議がなされなかったとき		
	は、当該定時株主総会において再		
	任されたものとみなす。		
第 <u>6</u> 章 計算	第 <u>7</u> 章 計算		
第 31 条	第 <u>37</u> 条		
(省略)	(現行どおり)		
第 34 条	第 <u>40</u> 条		

2. 会計監査人選任の件

(1) 会計監査人の選任の理由

当社が、株式を上場しております、株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」従い、上場会社については、会計監査人の設置が義務付けられることとなりました。これを機に会計監査人体制の一層の充実・強化を図るため、会計監査人を選任するものであります。

なお、本件は、上記「定款の一部変更の件」第33回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

また、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 会計監査人候補(平成22年9月30日現在)

(2) 云司监直入侯僧(十成22年3月30日先任)				
名称	新日本有限責任監査法人			
本部・東京事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号日比谷国際ビル			
沿革	昭和 60 年 10 月 昭和 61 年 1 月	監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し、 太田昭和監査法人となる センチュリー監査法人設立		
	平成 12 年4月 平成 13 年7月	し、監査法人太田昭和センチュリー		
	平成 20 年7月	新日本有限責任監査法人となる		
概要	構 成 人 員	公認会計士	2,954名	
		公認会計士試験合格者等	1,803名	
		その他	1,522名	
		合計	6,279名	
	被監査会社数		4,133 社	
	資 本 金		817 百万円	

(注)新日本有限責任監査法人は、現在、当社の金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定 に基づく監査を行っております。

(3) 就任予定年月日

平成22年12月17日 (第33回定時株主総会予定日)

以上